

## 女性活躍推進法に基づく「一般事業主行動計画について」の公表

弊社では、女性が職業生活において、その希望に応じて十分に能力を発揮し、活躍できる環境を整備するため、次のように行動計画を定めます。

1. 計画期間      2026年4月1日から   2028年3月31日までの   2年間
2. 内容

目標 1   ： 正規雇用の女性労働者の割合を 2%増加させる。

### <取組>

- 女性が活躍できる職場であることについて、求職者へ向けて積極的に広報する。
- 非正規社員から正社員への転換制度を積極的に運用する。

目標 2   ： 女性労働者の育児休業取得率100%、男性労働者の育児休業取得率100%を維持する。

### <取組>

- 対象者に育児休業等に関わる制度の説明を徹底する。
- 利用可能な両立支援制度を、従業員全体に周知徹底する。
- 管理職の育児理解を高めるために、法制度と会社方針の正しい理解、育児期社員の実態把握、業務マネジメントの見直しに対する意識改革の研修を実施する。
- 育児休業からの復職者を部下に持つ上司に対する適切なマネジメント・育児等に関する研修を実施する。

以上